

# 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における研究倫理基準

平成 31 年 2 月 1 日 基準第 222 号  
改正 令和 4 年 3 月 15 日 基準第 257 号

## (目的)

第 1 条 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における調査研究実施体制と研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（平成 29 年 11 月 14 日規程第 285 号、以下「規程」という。）第 2 条第 1 項第 1 号の調査研究（以下「研究」という。）を遂行するにあたり、規程第 2 条第 1 項第 2 号の研究者等（以下「研究者等」という。）が研究の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、研究の信頼性と公正性を確保することを目的に基準を定める。

## (研究者等の倫理基準)

第 2 条 研究者等は以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 各人の自覚に基づいた高い倫理的規範及びその良心に従い、誠実に行動すること
- (2) 人間の尊厳と基本的人権を尊重すること
- (3) 我が国の法令及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「国立のぞみの園」という。）の諸規程等のほか、国際的に認められた規範、規約、条約等を遵守すること
- (4) 自らの行動や発言を律するように努め、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を常に自覚すること
- (5) 研究計画の立案・提案に当たっては、過去に行われた研究業績の調査・把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性・新規性を確認すること。また他者の独創性・新規性は、尊重すること
- (6) 協力者に対して研究の目的、情報の利用方法について、十分に説明したうえで、相手の自由な意思に基づく明確な同意を得たのちに研究を実施すること。また、協力者が不利益や損害等を被ることの無いよう、協力者を保護することに努め、個人に関する情報についても、他の法令等の定めるところにより適切に取り扱うこと
- (7) 協力者が研究への協力を撤回する意思を表した場合には、それを受け入れるとともに、協力者に対し、撤回の意思を受け入れたことを伝えること
- (8) データ等の収集に当たっては、科学的かつ、その分野で妥当と考えられる方法により行うこと
- (9) 収集・作成したデータ等（研究記録を含む。）についてプライバシーの保護に十分留意しながら、検証が必要な期間適切に保管し、その間事後の検証が可能な方法により保存すること。またその後当該データ等を廃棄する場合は、責任を以て、適切な方法によ

り当該データ等の廃棄を行うこと

- (10) 研究遂行中において、法令違反等がないかの確認のため、情報の提示を求められた場合には、誠実に対応すること
- (11) 研究者等は、研究の内容及び成果を広く社会に還元するため合理的な理由による制約がある場合を除き、極力、公表に努めること
- (12) 捏造、改ざん、盗用、不適切な投稿出版等、人権等の侵害など不正な行為を行わないこと
- (13) 研究費の原資が規程第2条第4項の公的研究費（以下「公的研究費」という。）等によって賄われることを認識し、真摯に研究に取り組むとともに、研究費の使用は適正に行うこと。また、研究計画を着実に実施し、研究費の使用についても計画的に行うこと
- (14) 他の国、地域、組織等の研究における、文化、慣習、規律の理解に努め、尊重し、また性別、人種、思想、宗教などによる差別を行なわないこと
- (15) 自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めること

（誓約書等の提出）

第3条 公的研究費を使用する研究者等は、不正を行わないことを誓約する文書を自署のうえ提出しなければならない。誓約書等には、以下の各号の事項を記載するものとする。

- (1) 国立のぞみの園の規則等を遵守すること
- (2) 不正を行わないこと
- (3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、国立のぞみの園や研究資金配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

附 則

この基準は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年3月15日から施行する。

(参考様式)

## 誓約書

独立行政法人  
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園  
理事長 殿

私は、競争的研究費等に係る研究の遂行に、「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における研究倫理基準」（令和4年3月15日基準第257号）に則り、「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における調査研究実施体制と研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」（令和4年3月15日日規程第387号）、「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における競争的研究費等における研究資金の管理等に関する規程」（令和4年3月15日規程第389号）、「国立のぞみの園研究費不正防止計画」及び当該競争的研究費等に係る研究費の使用規則等を厳守して、交付された研究費を適正に執行・管理するとともに、上記諸規程等に違反して不正を行った場合は、「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園役職員に対する制裁・懲戒等処分に関する規則」（令和3年2月1日規則第224号）に基づく処分、配分機関による所定の措置及び法的な責任を負担することを誓約致します。

年 月 日

所 属： \_\_\_\_\_

職 位： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

( 自 署 )